

〇二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業務要領 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後 (H27.9.1施行)	現行	備考
<p>II 手引書承認等心得関係</p> <p>1. 二酸化炭素放出抑制対象船舶は、日本国領海等のみを航行する船舶以外 の船舶であって、総トン数400トン以上の船舶である。ただし、海上 自衛隊 (防衛大学校を含む。) の使用する船舶、引かれ船等及び天然資 源の掘採又は貯蔵の用に供する船舶を除く。 ※根拠法令等：法第19条の25、検査規則第1条の20及び第1条の21</p> <p>2. 二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければならない船舶は、次 の種類の船舶である。 ※根拠法令等：法第19条の26第2項、検査規則第1条の23第1項第 3号、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設 備等の検査等に関する規則第一条の二十三第三号の船舶を定める 告示</p> <p>(イ) タンカー等 (ロ) タンカー固体ばら積兼用船 (ハ) 液化ガスばら積船 (ニ) ばら積貨物船 (ホ) コンテナ船 (ヘ) 冷凍運搬船 (ト) 旅客船 (チ) 自動車運搬船 (リ) ロールオン・ロールオフ貨物船 (ス) ロールオン・ロールオフ旅客船 (セ) 液化天然ガス運搬船 (ソ) クルーズ旅客船 (タ) 一般貨物船</p> <p>※(イ)～(タ) 船舶の定義については、「検査心得 V 海洋汚染等及び海上災害 の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第 一条の二十三第三号の船舶を定める告示」を参照すること。</p>	<p>II 手引書承認等心得関係</p> <p>1. 二酸化炭素放出抑制対象船舶は、日本国領海等のみを航行する船舶以外 の船舶であって、総トン数400トン以上の船舶である。ただし、海上 自衛隊 (防衛大学校を含む。) の使用する船舶を除く。 ※根拠法令等：法第19条の25、検査規則第1条の20及び第1条の21</p> <p>2. 二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければならない船舶は、次 の種類の船舶である。 ※根拠法令等：法第19条の26第2項、検査規則第1条の23第1項第3 号、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設 備等の検査等に関する規則第一条の二十三第三号の船舶を定める告示</p> <p>(イ) タンカー等 (ロ) タンカー固体ばら積兼用船 (ハ) 液化ガスばら積船 (ニ) ばら積貨物船 (ホ) コンテナ船 (ヘ) 冷凍運搬船 (ト) 旅客船 (チ) ロールオン・ロールオフ貨物船(自動車専用船) (リ) ロールオン・ロールオフ貨物船 (ス) ロールオン・ロールオフ旅客船 (セ) 一般貨物船</p> <p>※(イ)～(セ) 船舶の定義については、「検査心得 V 海洋汚染等及び海上災害 の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第 一条の二十三第三号の船舶を定める告示」を参照すること。</p>	<p>検査規則改正対 応</p> <p>EEDI 省令、告示 改正対応</p>

<参考>

○検査心得 V 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第三項第三号の船舶を定める告示

1.0(c)

(b) (1)～(13)の船舶の定義は次のとおりとする。

(1) タンカー等

タンカー及び有害液体物質ばら積船(検査規則第1条第5項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。)であるものをいう。ただし、貨物倉の一部がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものを除く。

※ 「ばら積みの固体貨物の輸送のための構造」とは、船舶区画規程(昭和27年運輸省令第97号)第6編のバルクキヤリアに関する特別規定、ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件を定める告示(平成11年運輸省告示第369号)等の要件を満たす構造をいい、一部の貨物倉のみに適用がある場合又は船の長さが150m未満の船舶(適用がある要件のみを満たしていれば差し支えない。)も含む。

※ 指標基準省令第2条第3号の「タンカー等(次号に掲げるものを除く。)」に該当。

(2) タンカー一体ばら積兼用船

タンカー及び有害液体物質ばら積船であるものをいう。ただし、貨物倉の一部がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。

※ 指標基準省令第2条第4号の「タンカー等(その貨物倉の一部がばら積みの固体貨物に輸送のための構造を有するものに限る。)」に該当。

(3) 液化ガスばら積船

危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第30号)第四百四十二條に規定する液化ガスばら積船をいう。ただし、(11)液化天然ガス運搬船にあたるものを除く。

※ 指標基準省令第1条第4項の「液化ガスばら積船」に該当

(4) ばら積貨物船

貨物倉がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有する貨物船をいう。

<参考>

○検査心得 V 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第三項第三号の船舶を定める告示

1.0(c)

(b) (1)～(11)の船舶の定義は次のとおりとする。

(1) タンカー等

タンカー及び有害液体物質ばら積船(検査規則第1条第5項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。)であるものをいう。ただし、貨物倉の一部がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものを除く。

※ 「ばら積みの固体貨物の輸送のための構造」とは、船舶区画規程(昭和27年運輸省令第97号)第6編のバルクキヤリアに関する特別規定、ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件を定める告示(平成11年運輸省告示第369号)等の要件を満たす構造をいい、一部の貨物倉のみに適用がある場合又は船の長さが150m未満の船舶(適用がある要件のみを満たしていれば差し支えない。)も含む。

※ 指標基準省令第2条第1号の「タンカー等(次号に掲げるものを除く。)」に該当。

(2) タンカー一体ばら積兼用船

タンカー及び有害液体物質ばら積船であるものをいう。ただし、貨物倉の一部がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。

※ 指標基準省令第2条第2号の「タンカー等(その貨物倉の一部がばら積みの固体貨物に輸送のための構造を有するものに限る。)」に該当。

(3) 液化ガスばら積船

危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第30号)第四百四十二條に規定する液化ガスばら積船をいう。

※ 指標基準省令第1条第2項の「液化ガスばら積船」に該当

(4) ばら積貨物船

貨物倉がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有する貨物船をいう。

※ 「ばら積みの固体貨物の輸送のための構造」とは、船舶区画規程(昭

※ 「ばら積み」の固体貨物の輸送のための構造」とは、船舶区画規程（昭和27年運輸省令第97号）第6編の「バルクキャリア」に関する特別規定、ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件を定める告示（平成11年運輸省告示第369号）等の要件を満たす構造をいい、一部の貨物倉のみに適用がある場合及び船の長さが150m未満の船舶（適用がある要件のみを満たしていれば差し支えない。）も含む。

※ 指標基準省令第1条第7項の「ばら積貨物船」に該当

(5) コンテナ船

専ら貨物倉及び甲板にコンテナを積載して運送する貨物船をいう。

※ 指標基準省令第1条第8項の「コンテナ船」に該当

(6) 冷凍運搬船

専ら冷凍され、又は冷蔵された貨物を積載して運送する貨物船をいう。

※ 指標基準省令第1条第9項の「冷凍運搬船」に該当

(7) 旅客船

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条に規定する旅客船をいう。ただし、(10)のロールオン・ロールオフ旅客船及び(12)のクルーズ旅客船にあたるものを除く。

(8) 自動車運搬船

ロールオン・ロールオフ貨物船のうち、二層以上の甲板を有し、かつ、専ら自動車のみを貨物として運送するものをいう。

※ 指標基準省令第1条第11項の「自動車運搬船」に該当

(9) ロールオン・ロールオフ貨物船

自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する貨物船をいう。ただし、(8)の自動車運搬船にあたるものを除く。

※ 指標基準省令第1条第10項の「ロールオン・ロールオフ貨物船」に該当

(10) ロールオン・ロールオフ旅客船

自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する旅客船をいう。

※ 指標基準省令第1条第1項の「ロールオン・ロールオフ旅客船」に該当

和27年運輸省令第97号）第6編の「バルクキャリア」に関する特別規定、ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件を定める告示（平成11年運輸省告示第369号）等の要件を満たす構造をいい、一部の貨物倉のみに適用がある場合及び船の長さが150m未満の船舶（適用がある要件のみを満たしていれば差し支えない。）も含む。

※ 指標基準省令第1条第4項の「ばら積貨物船」に該当

(5) コンテナ船

専ら貨物倉及び甲板にコンテナを積載して運送する貨物船をいう。

※ 指標基準省令第1条第5項の「コンテナ船」に該当

(6) 冷凍運搬船

専ら冷凍され、又は冷蔵された貨物を積載して運送する貨物船をいう。

※ 指標基準省令第1条第6項の「冷凍運搬船」に該当

(7) 旅客船

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条に規定する旅客船をいう。

(8) ロールオン・ロールオフ貨物船（自動車専用船）

自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する貨物船であって、人又は貨物を搭載していない自動車及びトラックを運送するために設計されたものをいう。

※ 指標基準省令第1条第7項中の「自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する貨物船」に該当

(9) ロールオン・ロールオフ貨物船

自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する貨物船であって、(8)のロールオン・ロールオフ貨物船（自動車専用船）以外のものをいう。

※ 指標基準省令第1条第7項中の「自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する貨物船」に該当

(10) ロールオン・ロールオフ旅客船

自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する旅客船をいう。

(11) 一般貨物船

(1)から(10)までに規定されている船舶以外の船舶であって、主として乾

<p>(11) 液化天然ガス運搬船 専らばら積みの液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶をいう。</p> <p>※ 指標基準省令第1条第6項の「液化天然ガス運搬船」に該当</p> <p>(12) クレーン旅客船 貨物を積載するための甲板を有さず、専ら旅客の宿泊を伴う航海に従事する旅客船をいう。</p> <p>※ 指標基準省令第1条第2項の「クレーン旅客船」に該当</p> <p>(13) 一般貨物船 (1) から(12)までに規定されている船舶以外の船舶であって、主として乾貨物を運送する貨物船をいう。ただし、所謂、核燃料運搬船、重量物運搬船、家畜運搬船、ヨット運搬船、はしけを運搬する船舶を除く。</p>	<p>貨物を運送する貨物船をいう。ただし、所謂、核燃料運搬船、重量物運搬船、家畜運搬船、ヨット運搬船、はしけを運搬する船舶を除く。</p>
<p>IV 事務取扱要領関係</p> <p>1章 申請書の受付</p> <p>1. 手引書承認及び指標承認申請</p> <p>①手引書承認等申請書（第一号の五の三様式（検査規則第1条の25 関係））</p> <p>(2) 「用途」欄については、(イ)～(ウ)に掲げる種類のうち、1つの種類が記載されていること。なお、2以上の種類に該当する場合は、指標基準省令第2条の規定により、最も厳しい基準が適用される船舶が記載されていること。</p> <p>(イ) タンカー等 (ロ) タンカー固体ばら積兼用船 (ハ) 液化ガスばら積船 (ニ) ばら積貨物船 (ホ) コンテナ船 (ヘ) 冷凍運搬船 (ト) 旅客船 (チ) ロールオン・ロールオフ貨物船(自動車専用船)</p>	<p>IV 事務取扱要領関係</p> <p>1章 申請書の受付</p> <p>1. 手引書承認及び指標承認申請</p> <p>①手引書承認等申請書（第一号の五の三様式（検査規則第1条の25 関係））</p> <p>(2) 「用途」欄については、(イ)～(ウ)に掲げる種類のうち、1つの種類が記載されていること。なお、2以上の種類に該当する場合は、指標基準省令第2条の規定により、最も厳しい基準が適用される船舶が記載されていること。</p> <p>(イ) タンカー等 (ロ) タンカー固体ばら積兼用船 (ハ) 液化ガスばら積船 (ニ) ばら積貨物船 (ホ) コンテナ船 (ヘ) 冷凍運搬船 (ト) 旅客船 (チ) ロールオン・ロールオフ貨物船(自動車専用船)</p>

EEDI 省令、告示  
改正対応



<p>(ロ) ロールオン・ロールオフ貨物船</p> <p>(ヌ) ロールオン・ロールオフ旅客船</p> <p>(ヘ) 液化天然ガス運搬船</p> <p>(コ) クルーズ旅客船</p> <p>(カ) 一般貨物船</p> <p>(ク) その他の船舶</p> <p>2. I E E 証書の交付申請 (二酸化炭素放出抑制対象船舶に限る。)</p> <p>①国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書 (第一号の五の様式 (検査規則第1条の29関係))</p> <p>(2) 「用途」については、(イ)～(ウ)に掲げる用途のうち、1つの用途が記載されていること。</p> <p>(イ) タンカー等</p> <p>(ロ) タンカー固体ばら積兼用船</p> <p>(ハ) 液化ガスばら積船</p> <p>(ニ) ばら積貨物船</p> <p>(ホ) コンテナ船</p> <p>(ヘ) 冷凍運搬船</p> <p>(ト) 旅客船</p> <p>(チ) 自動車運搬船</p> <p>(リ) ロールオン・ロールオフ貨物船</p> <p>(ス) ロールオン・ロールオフ旅客船</p> <p>(7) 液化天然ガス運搬船</p> <p>(7) クルーズ旅客船</p> <p>(ハ) 一般貨物船</p> <p>(3) その他の船舶</p>	<p>(リ) ロールオン・ロールオフ貨物船</p> <p>(ヌ) ロールオン・ロールオフ旅客船</p> <p>(7) 一般貨物船</p> <p>(7) その他の船舶</p> <p>2. I E E 証書の交付申請 (二酸化炭素放出抑制対象船舶に限る。)</p> <p>①国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書 (第一号の五の様式 (検査規則第1条の29関係))</p> <p>(2) 「用途」については、(イ)～(7)に掲げる用途のうち、1つの用途が記載されていること。</p> <p>(イ) タンカー等</p> <p>(ロ) タンカー固体ばら積兼用船</p> <p>(ハ) 液化ガスばら積船</p> <p>(ニ) ばら積貨物船</p> <p>(ホ) コンテナ船</p> <p>(ヘ) 冷凍運搬船</p> <p>(ト) 旅客船</p> <p>(チ) ロールオン・ロールオフ貨物船(自動車専用船)</p> <p>(リ) ロールオン・ロールオフ貨物船</p> <p>(ス) ロールオン・ロールオフ旅客船</p> <p>(7) 一般貨物船</p> <p>(7) その他の船舶</p>	<p>EEDI 省令、告示 改正対応</p>
<p>4章 I E E 証書の記載</p> <p>【国際二酸化炭素放出抑制船舶証書 (I E E 証書) の追補】</p> <p>5. 「1.6 船舶の種類」については、該当する船舶の種類を次のように和英</p>	<p>4章 I E E 証書の記載</p> <p>【国際二酸化炭素放出抑制船舶証書 (I E E 証書) の追補】</p> <p>5. 「1.6 船舶の種類」については、該当する船舶の種類を次のように和英</p>	<p>EEDI 省令改正対応</p>

併記により記載すること。

例)

ばら積貨物船 Bulk carrier	液化ガスばら積船 Gas carrier	タンカー等 Tanker
コンテナ船 Container ship	一般貨物船 General cargo	冷凍運搬船 Refrigerated cargo carrier
タンカー・固体ばら積兼用船 Combination carrier	旅客船 Passenger ship	自動車運搬船 Ro-ro cargo carrier
ロールオン・ロールオフ貨物船 Ro-ro cargo ship	ロールオン・ロールオフ旅客船 Ro-ro passenger ship	その他の船舶 Other ship
液化天然ガス運搬船 LNG carrier	クルーズ旅客船 Cruise passenger ship	

8. 「4.1 二酸化炭素放出抑制指標の基準」については、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければならない船舶であって、「二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令」(H24 国土交通省令・環境省令第3号)第2条により、二酸化炭素放出抑制指標の基準値が定められている船舶に該当する場合は、算出された当該基準値を記載すること。当該基準値が10未満の場合、小数点第3位を四捨五入し、同第2位までの数値を記入すること。基準値が10以上の場合、小数点第2位を四捨五入し、同第1位までの数値を記入すること。なお、同条により基準値は限定しないとされている船舶にあっては、「―」を記入すること。

併記により記載すること。

例)

ばら積貨物船 Bulk carrier	液化ガスばら積船 Gas carrier	タンカー等 Tanker
コンテナ船 Container ship	一般貨物船 General cargo	冷凍運搬船 Refrigerated cargo carrier
タンカー・固体ばら積兼用船 Combination carrier	旅客船 Passenger ship	ロールオン・ロールオフ貨物船 (自動車専用船) Ro-ro cargo carrier
ロールオン・ロールオフ貨物船 Ro-ro cargo ship	ロールオン・ロールオフ旅客船 Ro-ro passenger ship	その他の船舶 Other ship

8. 「4.1 二酸化炭素放出抑制指標の基準」については、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければならない船舶であって、「二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令」(H24 国土交通省令・環境省令第3号)第2条により、二酸化炭素放出抑制指標の基準値が定められている船舶に該当する場合は、算出された当該基準値を記載すること。この場合、小数点第3位を四捨五入し、同第2位までの数値を記入すること。なお、同条により基準値は限定しないとされている船舶にあっては、「―」を記入すること。

<p>&lt;参考&gt;          二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければならない船舶であつて、「二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令」(H24 国土交通省令・環境省令第3号)により、二酸化炭素放出抑制指標の基準値が定められている船舶</p> <p>※ディーゼル推進の船舶に限る(液化天然ガス運搬船及びクルーズ旅客船を除く)</p> <p>ばら積貨物船          液化ガスばら積船          タンカー等          コンテナ船          一般貨物船          冷凍運搬船          タンカー固体ばら積兼用船</p>	<p>&lt;参考&gt;          二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければならない船舶であつて、「二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令」(H24 国土交通省令・環境省令第3号)により、二酸化炭素放出抑制指標の基準値が定められている船舶</p> <p>ばら積貨物船          液化ガスばら積船          タンカー等          コンテナ船          一般貨物船          冷凍運搬船          タンカー固体ばら積兼用船</p>	<p>EEDI 省令改正対応</p>
<p>9. 「4.2 二酸化炭素放出抑制指標の基準は、以下の理由により適用しない」については、次のように記載すること。</p> <p>(1) 現存船に該当する場合は、4.2.1 の□に「×」を記入すること。</p> <p>(2) 電気推進、タービン推進の船舶(液化天然ガス運搬船、クルーズ旅客船を除く。)にあつては、4.2.2 の□に「×」を記入すること。クルーズ旅客船については、電気推進、タービン推進以外の船舶にあつては、「×」を記入すること。ただし、現存船に該当している場合は「―」を記入すること。</p> <p>(3) 4.2.3 の□には「―」を記入すること。</p> <p>(4) 「1.6 船舶の種類」が以下の船舶の場合にあつては、4.2.4 の□に「×」を記入すること。ただし、現存船、電気推進又はタービン推進の船舶にあつては「―」を記入すること。</p>	<p>9. 「4.2 二酸化炭素放出抑制指標の基準は、以下の理由により適用しない」については、次のように記載すること。</p> <p>(1) 現存船に該当する場合は、4.2.1 の□に「×」を記入すること。</p> <p>(2) 電気推進、タービン推進の船舶(液化天然ガス運搬船、クルーズ旅客船を除く。)にあつては、4.2.2 の□に「×」を記入すること。クルーズ旅客船については、電気推進、タービン推進以外の船舶にあつては、「×」を記入すること。ただし、現存船に該当している場合は「―」を記入すること。</p> <p>(3) 4.2.3 の□には「―」を記入すること。</p> <p>(4) 「1.6 船舶の種類」が以下の船舶の場合にあつては、4.2.4 の□に「×」を記入すること。</p>	<p>EEDI 省令改正対応</p>

を記入すること。ただし、現存船、電気推進又はタービン推進の船舶にあっては「一」を記入すること。

- (イ) 旅客船
- (ロ) その他の船舶

(5) 二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければならない船舶であって、「二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令」(H24 国土交通省令・環境省令第3号)により、「二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。」とされている船舶にあっては、4.2.5 の□に「×」を記入すること。ただし、(1)、(2)又は(4)に該当している場合は「一」を記入すること。

<参考>

二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければならない船舶であって、「二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令」(H24 国土交通省令・環境省令第3号)により、「二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。」とされている船舶  
ばら積貨物船(載貨重量トン数が1万トン未満に限る)  
液化ガスばら積船(載貨重量トン数が2千トン未満に限る)  
タンカー等(載貨重量トン数が4千トン未満に限る)  
コンテナ船(載貨重量トン数が1万トン未満に限る)  
一般貨物船(載貨重量トン数が3千トン未満に限る)  
冷凍運搬船(載貨重量トン数が3千トン未満に限る)  
タンカー固体ばら積兼用船(載貨重量トン数が4千トン未満に限る)  
自動車運搬船(載貨重量トン数が1万トン未満に限る)  
ロールオン・ロールオフ貨物船(載貨重量トン数が1千トン未満に限る)  
ロールオン・ロールオフ旅客船(載貨重量トン数が2百50トン未満に限る)  
液化天然ガス運搬船(載貨重量トン数が1万トン未満に限る)  
クルーズ旅客船(総トン数が2万5千トン未満に限る)

ただし、現存船以外の船舶、かつ、平成27年1月1日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶)にあっては平成27年6月30日以前に建

- (イ) 旅客船

- (ロ) ロールオン・ロールオフ貨物船(自動車専用船)
- (ハ) ロールオン・ロールオフ貨物船
- (ニ) ロールオン・ロールオフ旅客船
- (ホ) その他の船舶

(5) 二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければならない船舶であって、「二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令」(H24 国土交通省令・環境省令第3号)により、「二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。」とされている船舶にあっては、4.2.5 の□に「×」を記入すること。ただし、(1)、(2)又は(4)に該当している場合は「一」を記入すること。

<参考>

二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければならない船舶であって、「二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令」(H24 国土交通省令・環境省令第3号)により、「二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。」とされている船舶  
ばら積貨物船(載貨重量トン数が1万トン未満に限る)  
液化ガスばら積船(載貨重量トン数が2千トン未満に限る)  
タンカー等(載貨重量トン数が4千トン未満に限る)  
コンテナ船(載貨重量トン数が1万トン未満に限る)  
一般貨物船(載貨重量トン数が3千トン未満に限る)  
冷凍運搬船(載貨重量トン数が3千トン未満に限る)  
タンカー固体ばら積兼用船(載貨重量トン数が4千トン未満に限る)

ただし、現存船以外の船舶、かつ、平成27年1月1日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶)にあっては平成27年6月30日以前に建



<p>造に着手されたもの)であって、平成30年12月31日以前に船舶所有者に引き渡される船舶にあっては、以下のとおり。</p> <p>ばら積貨物船 (載貨重量トン数が2万トン未満に限る)</p> <p>液化ガスばら積船 (載貨重量トン数が1万トン未満に限る)</p> <p>タンカー等 (載貨重量トン数が2万トン未満に限る)</p> <p>コンテナ船 (載貨重量トン数が1.5万トン未満に限る)</p> <p>一般貨物船 (載貨重量トン数が1.5万トン未満に限る)</p> <p>冷凍運搬船 (載貨重量トン数が5千トン未満に限る)</p> <p>タンカー一体ばら積兼用船 (載貨重量トン数が2万トン未満に限る)</p>	<p>造に着手されたもの)であって、平成30年12月31日以前に船舶所有者に引き渡される船舶にあっては、以下のとおり。</p> <p>ばら積貨物船 (載貨重量トン数が2万トン未満に限る)</p> <p>液化ガスばら積船 (載貨重量トン数が1万トン未満に限る)</p> <p>タンカー等 (載貨重量トン数が2万トン未満に限る)</p> <p>コンテナ船 (載貨重量トン数が1.5万トン未満に限る)</p> <p>一般貨物船 (載貨重量トン数が1.5万トン未満に限る)</p> <p>冷凍運搬船 (載貨重量トン数が5千トン未満に限る)</p> <p>タンカー一体ばら積兼用船 (載貨重量トン数が2万トン未満に限る)</p>
<p>附 則</p> <p>この通達改正は、平成27年9月1日から適用する。</p>	

